個人研究

大瀛『横超直道金剛錍』と『浄土真宗金剛錍（三巻本）』の対照翻刻

井上善幸

はじめに

本研究は、龍谷大学仏教文化研究所共同研究「近世仏教における教学論争と書籍の刊行―三業惑乱を中心に―」（二〇〇八年度、主任殿内恒）の研究成果を承けつつ、その総合的研究目的に沿って企図されたものである。

三業惑乱は、後に本願寺派第六代能化となる功存（一七二〇～一七九六）が著した『願生帰命弁』（一七六四刊）に端を発する近世本願寺派最大の教学論争として知られている。『願生帰命弁』の所説は、無帰命安心の異義に対してなされたものであるが、その主張に含まれる教義理解の問題点については、当初より指摘されていた。やがて、『願生帰命弁』に対する論難が書籍として刊行されるに至ると、その論難書に対する批判が提示され、論難書相互の応酬も展開されていく。三業惑乱における書籍刊行による論争は十数年に及ぶが、これらの論争を、本来中正を求めることを目的とするにもかかわらず、批判のための批判に終始して極端な説にとらわれていると指摘し、金剛の錍を振るって裁断しようとするのが、大瀛（一七五九～一八〇四）によって著された『横超直道金剛錍』（一八〇一刊）である。

三業惑乱に一定の終止符を打った論書として知られる『横超直道金剛錍』には、異本が四種あり、最終的に三巻本で刊行された『横超直道金剛錍』（以下、刊行本とする）以前には、三巻本二種、二巻本一種の草稿本があったとされる。[1] 刊行本は、上・中・下の三巻を一冊に綴じたもので、現在、ｗｅｂ上で公開されている国立国会図書館の近代デジタルライブラリーで全文の閲覧が可能であり、その初稿と考えられる上・下

二巻の『浄土真宗金剛鉢』（以下、初稿本とする）は『真宗叢書』第十巻に収められているため、内容の確認が容易である。初稿本はその自序及び奥書によれば寛政九年（一七九七）十月に著されており、大瀛の偽名である「道瑤」が著者として記されている。一方、享和元年（一八〇一）夏にようやく出版された刊行本では「芸州　大瀛」の実名が記されており、両書の主題は一貫するものの、編述の体裁や論拠の取扱に相違が認められ、両書の比較検討は、大瀛自身の思索深化という点のみならず、実名による刊行を意識した編集態度を探るという点からも興味深い作業である。

ところで、龍谷大学図書館には、現在、「金剛鉢」と名の付く写本が四点所蔵されている。その内の一点は、内題、巻数及び内容から『真宗叢書』に収められている草稿本の底本と判断され、別の一点は四冊本であるが、内題に「浄土真宗金剛鉢稿本」とあり、その下に割注で「旧本二巻今本上下／各分本末通為四巻」と記された大潤による書写本である。この書写本は、上本四十三丁、上末四十六丁、[2] 下本四十七丁、下末四十丁で、各半葉十二行・一行二十字前後となっており、書誌の形態は初稿本と異なっているが、内容は初稿本と一致しており、寛政十年（一七九八）正月に書写されたことが知られる。これら初稿本にあたる二点の他、他の一点は、刊行本と一部の漢字・仮名表記などの相違を除いてほぼ一致する『横超直道金剛鉢』の内題を持つ本である。この本は刊行本と同じく、寛政己未（一七九九年）夏五月の仏護寺因順の序、ならびに寛政十二年（一八〇〇年）庚申三月の僧叡の序が記されており、刊行に当たっての完稿本に当たるため、以下、完稿本とする。残る一点は、「横超直道金剛鉢」の内題を持つ上・中・下の三巻本である。その内容は完稿本に近いが因順や僧叡の序は欠いており、完稿本では削除・改変された初稿本の記述を残していたり、巻末に初稿本にも完稿本にも見られない偈文があることなどから、初稿本と完稿本の中間に位置する改稿本（以下、再稿本とする）と判断しうる。そこで、本稿では、完稿本と再稿本の一部を翻刻し、両者の対比を行うことで、初稿本から完稿本に至るまでの編集過程の一端を窺い、若干の考察を加えてみたいと思う。

記述の変遷を探るという目的の上からは、初稿本、再稿本、完稿本の三書の全体を並記することが望ましいが、先述したとおり初稿本と再稿本には大きな相違が認められ、単純に対比させることが困難であるということと、また、その量も膨大であるということから、この翻刻では、初稿本については取り扱わなかった。また、再稿本と完稿本の並記についても、その一部としたが、その理由の一つは紙数によるものであり、もう一つの理由は、今回掲載した部分以降について、再稿本から完稿本に至るまでに大幅な加筆が認められるため、事実上、完稿本のみの掲載

となってしまうためである。ただ、今回掲載した部分に限ってみても、これまで注目されなかった相違点が認められるため、その一部を並記して紹介することには一定の意義があると思われる。

なお、完稿本と再稿本の対応関係の把握に便宜をはかるため、本文中にない科段を適宜挿入した。科段を切るにあたっては、鳥鼠義卿氏の編著による『三業惑乱の始終』（立善寺、昭和四十六年、非売品）の巻末に付された横超直道金剛錍科註を参考にした。今回掲載する部分以外の改訂箇所を検討すると、鳥鼠氏の提示する科段とは別の切り方も考えられるが、大筋において鳥鼠氏の研究に依るところが大きいことを述べておきたい。

最後に、この研究は、浄土真宗本願寺派の教学論争である三業惑乱を手がかりに、近世における仏教研究と出版事業との関連を総合的に検証する研究計画の一部をなすものであり、今後も継続して行う予定である。また、今回の翻刻をご了承くださった龍谷大学大宮図書館に、この場を借りて御礼申し上げる。また、『三業惑乱の始終』の閲覧を許可頂いた浄土真宗本願寺派教学伝道研究センター、あわせて実際上の共同研究者として多くのご助言とご協力を賜った龍谷大学社会学部教授の殿内恒氏ならびに浄土真宗本願寺派教学伝道研究センターの堀祐彰氏、井上見淳氏、藤田真証氏に御礼申し上げるものである。

書誌情報

『浄土真宗金剛錍』（初稿本）

・装丁：二冊（上巻・下巻）、袋綴（四穴）、縦二三・八糎、横一六・二糎
・表紙：左上に題箋添付。題箋は子持枠内、上方、二行割字にて「浄土真宗」、その下に「金剛錍　上」（下巻は同様に「金剛錍　下」）
・内題：上巻は自序に続く本文冒頭に、「浄土真宗金剛錍巻上」、下巻も本文冒頭に「浄土真宗金剛錍巻下」。上下巻とも尾題なし。
・丁数：自序一丁・本文八十一丁（上巻）、本文七十九丁（下巻）
・行数・字数：半葉十行・一行二十字（序文）、半葉十行・一行二十五字前後（本文）、十六丁から別筆で一行二十八字前後。下巻は、だいたい

にわたり半葉十行・一行二十五字前後（本文）。上下巻とも、複数の筆致で一行文字数の増減が甚だしい。

『浄土真宗金剛鉾』（再稿本）

・装丁：一冊（上巻・中巻・下巻）、袋綴（五穴）、縦二七・五糎、横一九・九糎

・表紙：左上に題箋添付。題箋は子持枠内、「横超直道金剛鉾」、その下に心持ち小字で「完」

・内題：各巻、本文冒頭に「浄土真宗金剛鉾巻上」、「浄土真宗金剛鉾巻中」、「浄土真宗金剛鉾巻下」とあり、下巻の本文末尾に「浄土真宗金剛鉾大尾」

・丁数：本文五十一丁（上巻）、五十一丁（中巻）、二十九丁（下巻）

・行数・字数：上巻二四丁裏九行目まで半葉十一行・一行二十四字前後、以後、一行三十五字前後。

『横超直道金剛鉾』（完稿本）

・装丁：三冊（上巻・中巻・下巻）、袋綴（四穴）、縦二六・九糎、横一八・四糎

・表紙：左上に題箋添付。題箋は上、中巻の判読は困難であるが、下巻は一行書きの「横超直道金剛鉾」の文字が確認出来る。

・内題：各巻見返しに首題、「横超直道金剛鉾　上」（上巻）、「横超直道金剛鉾　中」（中巻）、「横超直道金剛鉾　下」（下巻）、本文冒頭に「横超直道金剛鉾巻上」（上巻）、「横超直道金剛鉾巻中」（中巻）、「横超直道金剛鉾巻下」（下巻）、尾題は各巻本文末に、「横超直道金剛鉾巻上」（上巻）、「横超直道金剛鉾巻中」（中巻）、「横超直道金剛鉾巻下」（下巻）

・丁数：因順による序文三丁・僧叡による序文三丁・本文七十一丁（上巻）、本文六十丁（中巻）、本文六十九丁（下巻）

・行数・字数：半葉六行・一行十一字（因順による序文）、半葉七行・一行十五字（僧叡による序文）、半葉十一行・一行二十八字前後（各巻本文）

凡例

(1) 上・下二段組にし、上段に完稿本を、下段に再稿本を、それぞれ表記した。

(2) 適宜、底本にない空白行を挿入して、上下の連絡をはかった。

(3) 読解の便宜をはかるため、適宜、底本にない科段を挿入した。

(4) 上段・下段に明らかな語句の改変や意味上の相違を生じさせうる文字等の改変が認められる場合には、その部分を網掛けで示した。ただし、一つの科段全体にわたって加筆・削除がなされている場合には、網掛けは施していない。

(5) 漢字は、原則として現行の通行体を用い、略字・踊り字等は本字に戻して表記した。

(6) 漢文等に付された訓点、並びに一部の片仮名に付された濁点は、表記を略した。

(7) 各半葉冒頭の（　）内に巻の別と丁数、表裏の別を略記した。

(8) 改行については、原則として底本本文の体裁通りに、ただし割注は二行を一行扱いとして翻刻した。

(9) 割注等の小字は、［　］内に表記した。

註

（1）『真宗叢書』第十巻、『浄土真宗金剛錍』解題参照。

（2）上巻末の四十七丁目には脱行についての記述がみられる。

脱行

上来已ニ欲生正因ノ大過ヲ弁シテ諸ノ邪執
ヲ摧ク今復当ニ三業帰命ノ大過ヲ断シテ
真正義ヲ顕スヘシ

右三行ハ下ノ本ノ巻首ニウツスヘシ
師子吼厳大潤書写

（上1表）

1 横超直道金剛錍巻上

2 芸州　大瀛　述

一．自序

一・一．寛政九年（一七九七）冬、来客が時弊について問う。

3 丁巳ノ冬臥疾于陵水之上一日客アリ来訪且謂曰近来

4 都鄙ノ間吾カ真宗ノ安心ヲ談スル者多ク三業帰命ヲ以テ

5 正定ノ因トス其化風ヲミルニ廃立ノ談ニ及ハス信疑ノ論ニ渉

6 ス徒ニ仏像ニ対シテ身口祈請スルヲ以テ要務トス実ニ小児ノ

7 戯ニ似タリ三業帰命ト云トイヘトモ内心空虚ノ者実ニ多システ

8 ニ外儀ヲ以テ安心ニ濫スルナレハ此弊ニ陥サルコトヲエス是失易見

9 者也然ニ者宿碩徳多クコノ計ヲ主張ス由此海内翕然タリ

10 噫痛哉時弊之移人也子何ソ一タヒコレヲ弁セサルヤ

一・二．大瀛が病床にあることを告げる。

10 余曰客ノ言

11 好シ然ニ余寡聞謬劣且臥病数年力不足為之弁

一・三．客が重ねて正法護持を勧める。

（上1表）

1 浄土真宗金剛錍巻上

2 大瀛　述

3 丁巳ノ冬臥疾于陵水之上一日客アリ来問且謂曰近来都

4 鄙ノ間一家ノ安心ヲ談スル者多ク三業帰命ヲ以テ正定

5 ノ因トス其化風ヲミルニ廃立ノ談ニモ及ハス信疑ノ論

6 ニモ渉ラス徒ニ仏像ニ対シテ身口祈請スルヲ以テ要務

7 トス実ニ小児ノ戯ニ似タリ三業帰命ト云ト雖トモ内心空

8 虚ノ者実ニ多シ既ニ外儀ヲモテ安心ニ濫スルナレハ此

9 弊ニ陥ラサルコトヲエス(1)然ニ者宿碩徳多ク此計ヲ主張

10 ス由此天下翕然タリ噫痛哉時弊ノ人ヲ移スコトヤ子何

11 ソ一タヒ之ヲ弁セサルヤ

11 余曰客ノ言好シ然ニ余謬劣寡

（上1裏）

1 聞且臥病数年力コレカ弁ヲ作ニ足ス

11　客曰咄哉

（上1裏）

1　大法将墜地何ソ身命ヲ愛テ護持ノ事ヲ惰ルヘキヤ若力不

2　足トナラハ何ソ其所能ヲ竭サルヤ

一・四．大瀛が発奮して返答する。

一・四・一．真宗の印璽を明らかにする。

2　於是余亦奮然トシテ起テ

3　曰瀛雖不敏客ノ一言ニ感アリ請試言之夫一心帰命トハ真宗(3)

4　ノ印璽ナリ他力摂生ノ極致凡愚直入ノ妙門独リ此ニ在リ相承

5　ノ聖訓何ノ処ニカ三業帰願ノ行ヲ以テ真因トスルモノアランヤ

一・四・二．『帰命弁』が著された経緯について述べる。

6　然ニ近来一師新ニ願生帰命ノ唱ヲ作シ盛ニ三業一念ノ宗

7　ヲ立(4)蓋当時一類ノ邪徒アリ妄情横議シテ帰命ヲ呵棄

8　以テ他力ノ至極トシ信楽ヲ僻解シテ幾空恵ニ同ス一師弁

9　為之作ト云

一・四・三．『帰命弁』の大過を挙げる。

9　然則救弊矯邪当時ニ於テ何ソ功ナシトセン

2　客ノ曰昔ハ(2)浄名疾

2　ニ由テ大法ヲ興ス仏弟子何ソ身命ヲ愛テ護法ノ事ヲ惰

3　ンヤ若力不足トナラハ何ソ其所能ヲ竭サルヤ

3　余於是奮

4　然トシテ起テ曰余雖不敏客ノ一言ニ感アリ請試ニ言之

5　夫一心帰命トハ真宗ノ印璽ナリ他力摂生ノ極致凡愚直

6　入ノ妙門独在此矣相承ノ聖訓何処ニカ三業祈願ノ行ヲ

7　以テ真因トスルモノアランヤ

7　然ニ近世願生帰命ノ弁ア

8　リテ盛ニ行ル蓋当時有一類ノ邪徒妄情妄立シテ帰命ヲ

9　廃棄シ以テ他力ノ至極トシ信楽ヲ僻解シテ幾ト空慧ニ

10　同ス帰命ノ弁ハ為之興ル ト云

10　夫帰命弁ハ弊ヲ救邪ヲ矯

10 竜樹言曰如以声止声非求声ト如此ノ謂乎［本立純叟嘗評曰止声声
益喧
11 狂児之狂也不狂児亦狂可不慎哉」凡世ノ曲ヲ矯者左則右之右則左之
其タ
（上2表）
1 ムルヤ必ス過ルコトアリ而後ニ物ヲシテ中正ヲエシム今彼ノ有弁(6)
2 意亦如是乎当時ノ邪徒廃棄帰命者歪ノ甚キナリ対彼
3 弁此者蓋亦過タリ期在中正得正応止安倍撓之為然ニ
4 世ノ痴輩此意ヲ会セス吠声雷同シテ弁主大過ノ説ヲ翼賛
5 シ弊風日倍シテ安心正路ヲ晦ス大谷ノ真宗否塞ニチカシ慨
6 歎何ソ限彼諸邪徒ハ瞽眼者ノ妄ニ空華ヲ見ルカ如シ妄情
7 迷執覆慧眼故ニ相承ノ至教ニ於テ如実ニ義ヲ取コトアタハス
8 諸不正ノ義虚妄ニ顕現ス一盲導衆盲相引陥深坑有眼
9 ノ者何ソ忍坐観之

11 ム当時ニ於テ其功何徴竜樹ノ言曰如以声止声非求声如
（上2表）
1 此ノ謂也［本立純叟嘗評曰止声之声益喧狂児之狂也不狂児亦狂可
不慎哉ト」蓋(5)世ノ歪ヲ矯
2 ル者左ニ偏ナル物ヲハコレヲタメテ右ニ偏ナラシム右
3 ニ偏ナル物ヲハコレヲタメテ左ニ偏ナラシム物ノ歪コ
4 ト其カ故ニ矯ルコトモ亦大ニ反スル而シテ後ニ彼物ヲシテ中
5 正ヲエセシム仏法ノ対治モ亦然リ諸執有者ニ対スレハ
6 有ヲ遮シテ是空ト云而シテ復空ヲ執スル者ハ是人不可
7 化ト云有是一辺空亦一辺ナルカ故ニ能過不及ヲ免レテ
8 中正ヲ得コト実ニ希有トス今帰命弁モ亦復如是当時ノ
9 邪徒廃棄帰命歪邪ノ甚シ亦対彼弁此蓋シ亦過矣致力矯
10 物意欲中正安一辺ヲ捨テ更ニ復一辺ヲ執センヤ然ニ世
11 ノ愚痴輩此意ヲ会セス吠声雷同シテ弁主大過ノ説ヲ翼
（上2裏）
1 賛シ加之種々ノ弊風ヲ起シテ安心ノ正路ヲ喪フ当知此
2 人不可化也噫嘻真宗中正(7)ノ義殆乎隠没ス甚慨歎スヘシ
3 諸ノ邪徒等ハ瞽眼者ノ妄ニ空華(8)ヲ見カ如シ妄情迷執覆
4 慧眼故ニ相承ノ至教ニ於テ如実ニ義ヲ照スコトアタハ
5 ス諸不正ノ義虚妄ニ顕現ス一盲導衆盲相引陥深坑有眼

一・四・四．護法のために金錍を振るう決意を述べる。

9　今願ハ諸智人護法利生ノ意楽ヲ
10　策シ仏祖相承ノ真金錍ヲ執テコレヲ世間ニ振諸邪ノ瞽
11　膜ヲ抉テ以テ清浄無垢ノ真宗ヲ見セシメ以テ邪義顕現ノ源ヲ
（上2裏）
1　塞キ法流清浄ニシテ常ニ退転ナカラシメンコトヲ今ニ子コレヲ余ニ
要ス
2　余孱弱ノ質大任ハ我分ニ非トイヘトモ護法ノ寸心ハ所不多
3　譲ナリ請数日ヲ寛セヨ之ヲ二三子ニ告テ記シテ以テ子ニ貽ラシメ
4　ン客曰善哉ト遂ニ病ヲ力テ従事于此云

二．本文

二・一．客が大過と邪執について問う。

5　問旧人ノ帰命一念ヲ弁スルハ対邪説故ニ故ニ大過ヲナス今時
6　不会意終ニ邪執ヲナスト云フ何カ是大過何カ是邪執成
7　失請分明ニ弁折シテ人ヲシテ相承ノ正義ニ帰セシメヨ

6　者何忍坐観之

6　今願ハ諸ノ智人護法利生ノ意楽ニ住シ仏
7　祖相承ノ真金剛錍ヲ執テコレヲ世間ニ振ヒ諸邪徒ノ瞽
8　膜ヲ剔抉シテ以テ清浄無垢ノ真宗義ヲ見セシメ以テ邪
9　義顕現ノ源ヲ塞キ法流清浄ニシテ常ニ退転ナカラシメ
10　ンコトヲ

10　問(9)帰命弁対邪ノ故ニ大過ノ説アリ是今時邪執
11　ノ所拠ナリトイハハ不審何ノ義カ是大過ナル若果シテ
（上3表）
1　大過ナラハ汝今分明ニ弁折シ人ヲシテ中正ノ実義ニ帰
2　セシムヘシ

二・二．二つの大過を挙げて答える。

7　　答我

8　今ソノ二大過ヲ挙ケ就テ而弁之臨陳斬将残党望風敗

9　走ソノ大者ヲ弁折セハ小者ハ自ラ解ン云何カ二大過ナル一欲生

10　正因二三業帰命

二・二・一．欲生正因説の大過

二・二・一・一．『帰命弁』の引文を挙げる。

10　一欲生正因トハ旧人ノ弁ニ云吾宗ニ伝ル弥陀

11　ヲタノムトイフコトハ本願ノ三信ヲ統括シテ近ク六字ノ名号ナルコト

（上3表）

1　ヲ示シ三信即一ノ欲生ノ一心開発ヲアラハシタマフスカタト見エタリ

2　［乃至］今ノタノムト云ハ願文ノ欲生我国成就ノ文ノ願生彼国

3　ト説タマヘル如実ノ欲ト願トノオモムキナリ等

二・二・一・二．『帰命弁』の主張を批判する。

二・二・一・二・一．批判の概要を述べる。

二・二・一・二・一・一．あらためて『帰命弁』の論旨を挙げる。

2　　答我今其二大過ヲ出サン陳ニ臨テ将ヲ斬ニ

3　残党ハ風ヲ望テ敗走スル如シ大ナル者ヲ弁折セハ小

4　者ハ自ラ解ン云何カ二大過ナル一ニハ欲生正因二ニハ

5　三業帰命

5　　一欲生正因トハ

6　帰命弁ノ上釈名義科ニ云今吾宗ニ伝ル弥陀ヲタノムト

7　云コトハ本願ノ三信ヲ統括シテ近ク六字ノ名号ナル事

8　ヲ示シ三信即一ノ欲生ノ一心開発ヲアラハシタマフス

9　カタト見エタリ乃至今ノタノムト云ハ願文ノ欲生我国

10　成就ノ文ノ願生彼国ト説タマエル如実ノ欲ト願トノヲ

11　モムキナリ等

（上3裏）

二・二・一・二・一・一・一．三心から別して欲生を取ることに関して

4 断曰此弁ハ本願三心中別シテ欲生ヲ取テタノム一念トセリ
5 故ニ願文ヲ引ニ至心信楽ヲ略シ成就ノ文ヲ引ニ聞名信喜ヲ省
6 キ但欲願ノ趣ト云

二・二・一・二・一・一・二．欲生を帰命の一心とすることに関して

6 至下亦云蓮師ハ相ノ顕著ヲ取テ愚鈍
7 下機ニ近クシメシタマフユヘニ欲生帰命ノ一心ニタタミイレテ教タマ
ヘリト

二・二・一・二・一・一・三．タノムを欲生心の相とすることに関して

8 又云タタ仏ヲタノムト云ハカリハ欲生心ノ相ナレハ十八十九二十三
願ノ
9 機ニワタルヘシト其意可見

二・二・一・二・一・二．『帰命弁』は一時矯邪の過説であるとする。

9 蓋以ハ弁主所対ノ異解者愚痴
10 妄執シテ不得信楽正義猥呵棄行者能帰之楽欲無
11 念無想而後至極ト計スルカ故ニ弁主為之特ニ欲生ヲ掲櫫
（上3裏）

---

1 金剛錍者断曰此文意ヲ按ニ本願三心中別シテ欲生ヲ取
2 テ帰命ノ義トス願文ヲ引ニ至心信楽ヲ略シ成文ヲ引ニ
3 聞名信喜ヲ除テ但欲願ヲ取テ義ヲ成ス

3 其意可見

3 蓋以ハ
4 弁主所対ノ異解者愚痴妄執シテ不得信楽正義猥ニ行者
5 能帰ノ楽欲ヲ呵棄シ無念無想ニシテ而シテ後ニ至極ス
6 ト計スルカ故ニ弁主為之特ニ欲生ヲ掲テ以テ彼カ非ヲ

ヲ以テクサヒヲ抜ノ術ヲナス唯是一時矯邪ノ過説ノミ若不
爾者大違宗義

二・二・一・二・二．批判を展開する。
二・二・一・二・二・一．宗義に反している点を挙げる。
二・二・一・二・二・一・一．親鸞の定判に反する点
宗祖ノ定判報土真因信楽為正ト云リ
又涅槃真因唯以信心ト云ヘリ其釈三心ヤ三心即一心ト云ヘリ
一心トハ信楽ノ異名ナリ［具如信文類］又釈一念云信楽有一念等
コレミナ一信楽ヲ以テ機受ノ安心ヲ確定スル者也其他諸文
旨帰一致ナリ

二・二・一・二・二・一・二．覚如・蓮如の文例に反する点
覚師ノ云信心歓喜乃至一念ヲモテ他力ノ安心ト
オホシメサルルカ故ナリト他力ノ宗致本唯一途ノミ何ソ更ニ異
義アランヤコレヲ以テ蓮師ノ五帖慇勤ニ此旨ヲ伝テ云祖師
聖人御相伝一流ノ肝要ハ唯此信心ヒトツニカキレリ等シカレハ
ソノタノム一念ト云モノ豈他ナランヤ唯是信一念ノミ世人或ハ以為
三心
即一ナレハ信楽トイフモ得タリ欲生トイフモ失ナシト殊不知三心即

形ス歟若爾ハ唯是一時邪ヲ矯ルノ過説ノミ何故ソ然ル
ヤ

宗祖ノ定判報土真因信楽為正ト云リ(10)此是三心即一信
楽ヲ帰命ノ一念トシテ以テ機受安心ヲ確定スル者也此
義ニ依レハ至心欲生ノ二心ハ信楽一心中ニ摂在シテ取
カ故ニ別開スヘキニ非ス唯信自具スコレヲ他力信心ト
（上4表）
云

一

（上4表）

1 トハ一信楽ニ摂帰スルノ語ナルコトヲ［異書云一心之中摂在至誠回向二心即此義也］他力ノ宗

2 旨ハ三心全是仏徳ニシテ非機造修仏ソノ徳ヲ全シテコレヲ六字

3 ノ名号トナシテ衆生ニ回施シタマフソノ名号ノ義ヲ弥陀如来ノ真

4 実信心ト云リ行者コレヲ聞得テ如是ノ決定シテ少モ疑心ナケレハ

5 是仏心ヲ全領セルモノナル故ニコレヲ弥陀智願ノ回向ノ信楽トモ

6 広大無礙ノ一心トモ他力真実ノ信心トモイヘリタノム一念トハコノ

7 信楽開発ノ初念ヲイフ此ハ報土真因決定セル時剋ノ極促

8 ヲ指シ定ンカ為ニ一念ト云ノミ初後ノ別相アルニハ非ス故ニ如来

9 ヲタノム心ノネテモサメテモ憶念ノ心ツネニシテワスレサル等ト云

10 又コノ一念臨終マテトホリテ往生スルナリイヘリ然レハタノミ奉ル

一

11 念ニ仏ノタスケタマフト疑ナク信スト云ニツイテ初ノタノミ奉ル一念ト

（上4裏）

1 後ノ疑ナク信スルト唯是一ノ信楽ナリ前後二心アルニハ非ス此中タノミ

2 奉ルトハ所謂南無ト云ハ衆生ノ弥陀ヲ信スル機ナリト是也仏ノタス

3 ケタマフハ即阿弥陀ノ四字ノ意ナリ然レハ即チ六字ノイハレニシテ
行者
4 ノ所聞ナリ此所聞ノママヲ疑ナク信ストハ即チ二種深信決定ニシテ
5 乗彼願力ノ大悲命ナリ是本願名号ノ南無ノ機ニ契ヘリコノ
6 聞信ノ初念即チ摂取ヲ蒙ルヲ光闡シテタノム一念等ト云当
7 知所聞所獲不二也

二・二・一・二・二・一・三・祖門の風範に反する点

7 是以テ信楽正因トハ純他力ヲ顕スノ至
8 教ナリ信ステニ仏回施ヲ全領スルカ故ニ唯一信楽即真実即大
9 願ニシテ三心闕コトナシ此旨ヲ得了レハタトヒ欲生ト説モ至心ト説
10 モ何ソ妨ン但安心ヲ的示スルニハ定テタタ信楽一心ニ住シテ余ニ渉
ラサ
11 ルハ祖門ノ風範ナリ既ニ然ルトキハ唯名ヲ易テ欲生一心等ト云ン
(上5表)
1 モ猶不可ナリ況ヤソノ義ヲ転スルヲヤソノ義ヲ転スルトハ若シ初帰
ノ
2 一念ハ欲生心相続決定ハ信楽ナリトイハハ欲生信楽断乎トシテ
3 二物トナル是レ信楽ノ外ニ欲生ヲ立テテ真因ノ一念トス豈ニ義ヲ
4 転スルニ非ヤ

二・二・一・二・二・一・四．相承の実義に異なる点

相承ノ実義ハ至心欲生ノ二心ハ信楽一心ニ摂在スルカ故ニ別開スヘキニアラス唯是混然タル他力信心ナリ若シ一信楽ノ外更ニ行者帰命ノ願心ヲ立テハ何ソ通途度我ノ願ニ異ナランヤ於是仏ヲタノムハ十九二十等ニ通スト許サルコトヲエス聖人ノ御流ニハタノム一念ノ処肝要ナリトイヘリ此若十九二十ニ共セハ他力真宗トハ徒ニ名ナランソノ方便ニ願ニ共スル度我ノ願心ハ既ニ是本願不共ノ信楽ノ外ナレハ不了疑惑ノ欲生心ナルノミ此心ヲ以テ報土真因「帰命一念」ト定不共ノ信楽ハ却テ往生一定後ノ（上5裏）相続心相ニ堕ス不甚怪乎若シタノム一念ニ即チ命終セハ此人不由信楽シテ往生ヲ得ルヤ若シ往生ハ必須信楽トイハハタノム一念往生一定ノ教ハ虚誕ナリヤ若シ三心即一ノ欲生ナルカ故ニ前難ヲ不受トイハハ此亦不成高祖既ニ三心ヲ信楽一心ニ統テ三心即一心トイフ安ソ此名ヲ借テ異義ヲ成スルコトヲウヘキヤ相承ノ聖訓一欲生ニ摂帰シテ三心即一ト談スルモノヲ見ス三心在仏ハ互融ストイヘトモコレヲ以テ機受安心ヲ概論スヘカラス若シ機受唯一信楽ナレハ三心自ラ此中ニ円具ス信ハ唯法体ヲ全領シテ毫モ機功ヲ容サルカ故也除之外ハ不免

---

1 相承実義唯在此矣若一信楽ノ外更ニ行者帰命ノ可論
2 アラハ何ソ通途度我ノ願ニ異ナラン
3 既ニ是信ノ外ナレハ不了疑惑ノ欲生心ナルノミ(11)何ソ是ヲ一念帰命ノ信心
4 「願成就ノ信楽一念」ト名ン三心即一ノ欲生ナリト云ト雖モ是タ
5 有名無義何トナレハ三心約仏則円融ストイヘトモ機受安
6 心ニ約スレハ必定唯信楽ノミ唯一信楽自具余二若従余
7 二不具信楽至心欲生ノ所以真実偏由信楽受回施来是以
8 三心即一トハ偏ニ機受唯信楽一心ナルヲ示スノ語ナリ
9 其義在祖釈皎如白日然ニ機受ニ約シテ選テ欲生ヲ取ラ
10 ハ安ソ三心即一ノ義アラン故ニ行者帰命ハ欲生ヲ先ト
11 ス信楽ハ決定恒時ノ信相ナリト執スヘカラス若シ信楽
（上4裏）

機失何ソ相即ヲエンヤ故ニ願求ハ願求決信ハ決信自ラ別
ナリ前後別起ノ二心何ソ相即ヲエン況ヤ願求ノ一念即チ命
（上6表）
終スル者ハ未タ曾テ心ヲ信楽ニ措サルヲヤ況ヤ信楽ヲ除テ外ニ帰
命ノ一念ヲ搆ルモノハコレ如来ノ回向ヲ須ル者ニ非ス自己ノ胸
襟ヨリ匠成スル虚妄ノ心想何ソ至心トスルニ足ンヤ然ハ行者ノ
一念ノ上絶テ三心即一ノ義ナシ故ニ前難ヲ遮セス若不論機
受心相唯借法体ノ円融来テ開会セハ十九二十ノ機ノ欲生
心モ又是三心即一ニシテ本願ニ随順スト許ンヤ彼既ニ不可許此
何ソ独リ開センヤ若今ハ初ニ教ヲ聞テ已ニ信スルカ故ニ次ニ度我
ノ願心ヲ起スモ即信ノ欲生ニシテ不共ノ義成ストイハハ其初聞
位ノ信ハ如実ナリヤ不如実ナリヤ若如実信心ナラハソノ信一念既
ニ摂取ヲ蒙ルヘシ何ソ不然シテ更ニ方便二願ニ共スル劣心ヲ起
シテ度我ヲ祈願シコレヲ標的ニ往生一定ト決信スルヤ知初時
（上6裏）
ノ信ハ如実ノ信心歓喜ニ非ス若不如実ナラハソノ信中ノ欲生モ
又不如実ノミ何ソコレヲ真因ノ一念ト許ンヤ此等ノ諸過失アリ
故ニ欲生一心ノ義ヲ立スヘカラス

ニ即スルノ欲生ナラハ即是信楽ナルカ故ニ別ニ欲生ノ
名ヲ開立スヘカラス又別ニ欲生ノ相ヲ求ヘカラス乖合
三為一旨故堕通途度我心故

二・二・一・二・二・二・二　信楽と欲生の関係について四種を想定する。

二・二・一・二・二・一．信楽即欲生
今作四句一信楽ニシテ即チ
欲生ナリ利他ノ信楽ハ一心具三故
二・二・一・二・二・二．欲生即信楽
二欲生ニシテ即信楽ナリ
此ハ一信楽ニ於テ義ヲ以テ欲生ノ名ヲ立故ニコノ欲生ハ即
信楽ナリ諸文中願生欲生ノ名ヲ以テ他力ノ信心ヲ呼フ者ハ
此門ニヨルナリ
二・二・一・二・二・三．信楽ではあるが欲生ではない
三信楽ニシテ非欲生他力信心ハ建立自心ノ欲
生ニ非ス故選テ信楽正因ト云ハ依此門也
二・二・一・二・二・四．欲生ではあるが信楽ではない
二・二・一・二・二・四・一．方便二願の欲生について
四ニ欲生ニシテ信楽
ニ非ス除信中自具余欲生悉是也方便二願ノ所摂故ニ本

若欲生ニシテ即信楽ナリト
セハ此ニ有四句一信楽ニシテ即欲生ナリ一心具三ノ故
ニ
二欲生ニシテ即信楽ナリ此約信中欲生故ニ信楽ノ外
別ニ欲生ナシ
三信楽非欲生他力信心ハ建立自心ノ欲生
ニ非カ故又聖道門ノ信楽等非欲生トイヘトモ彼ヲ以此中
ニ摂入スヘカラス何者本願信楽ヨリ視レハ他ノ一切ノ
信ミナ疑ニ属ス信楽ノ名ヲ与フヘカラス今ハ本願信楽
ヲ主トシテ句ヲ作ル故ニ余心ヲ名テ信楽トセス
四欲生
非信楽除信中所具余ノ欲生悉是也

願ノ信楽ニ非ス他流ニ六字釈ヲ解スルニ発願回向ヲ以テ帰命ノ
義相トス故ニ三心ヲ一欲生ニ摂シ唯一ノ度我ノ欲願ヲ以テ機辺ノ
（上7表）
能帰トスソノ中亦浅深アリ

二・二・一・二・二・二・四・二．願も行も自力と見なす立場（浅）

浅者ハ絶テ他力ヲ知ス故ニ止願ヲ自
ニ取ノミニ非ス行モ又コレヲ己ニ弁ス

二・二・一・二・二・二・四・三．行は他力、願は自力と見なす立場（深）

其深者ハ極口談他力故
ニ仏体即行ト立テ往生ヲウルハ全仏願力ナリトス但ソノ
仏願力ニ摂セラルルコトハ機辺能帰ノ願功ニ由ルト謂此ハコレ行
ヲ仏ニ取テ願ヲ己ニ弁ス浅深アリトイヘトモ均ク是四字名号
ノ見ナリ

二・二・一・二・二・三．四種の関係について検討する。

二・二・一・二・二・三・一．前三者の関係は真宗の義

6　吾真宗ハ不然専ラ自力ヲステテ他力ニ帰スルヲ
7　宗ノ極致トスルカ故ニ願行具足機法一体ノ六字尊号ヲ伝
8　承ス故ニ六字ノ三義［帰命ト発願回向ト即是其行トナリ］尽仏徳属
　シ又悉ク機ノ
9　所獲トナルコレヲ三義ニ分配シテ義ヲ明ニスルトキハ帰命ノ一心ハ
　機
10　受ノ相ナリ三心即一ノ信楽是也発願回向ハ仏願力ノ回向ナリ
11　即是其行ハ往相回向ノ大行ナリ願行只是仏ノ三心ナリ仏以テ
（上7裏）
1　此度無有出離縁機故ニ行者ハ唯信楽一心ニシテ別ニ発願
2　起行セサレトモ已ニ是レ清浄願心亦是如実修行ナリ所謂
3　一心ニ弥陀ニ帰命スレハ［帰命］不可思議ノ願力トシテ［発願回向］
　仏ノカタヨリ
4　往生ハ治定セシメタマフ［即是其行］トハ即チ六字ノイハレナリ此
　三義ステニ
5　一法体ニ在テ成就ス故ニ機法一体ト云又弥陀如来ノ真実信心ト云宿
6　善開発シテ善知識ニアヒコノ報土ニ往生スヘキ［即是其行］他力［発
　願回向］
7　信心［即是帰命］ノ道理ヲ聞ワケテ少モ疑心ナケレハ即チ無疑無慮

11　(13)今家相承ハ初三句ニ
（上5表）
1　在安心ヲ的示スルニ至テハ唯初ノ一句ニ依ル余二句自
2　ラ此中ニ在

8 乗彼願力定得往生ノ深信決定スル故ニコレヲ一心帰命トモ他力
9 信楽トモ云ナリ機受ノ信心ハ唯名義ノ印現ナリ非機造修故ニ今家
10 ハ聞ヲ以詮要トセラレタリ下中品聞已即往〔隠彰弘願如大経説〕
ハ此頓益
11 ヲ顕ス者ナリ故ニタタ行ヲ仏ニ取ノミナラス願モ又由他力唯
（上8表）
1 信受之信モ亦非自力若行若信若因若果無有一事
2 非阿弥陀如来清浄願心之所回向成就是為他力真宗也高祖勤
3 三心即信楽一心ナリト釈成シタマフハ為顕此旨也故ニ上四句中
4 前三句今家ノ義ニ当ル

二・二・一・二・二・三・二・第四の関係は他流の義

4 他流ノ義相ハ第四ノ非信楽ノ欲生句ナリ
5 信疑対ノ故ニ即チ疑惑位ナリ今タノム一念ヲモテ機辺結構
6 ノ欲生一心トシ是ヲ南無ノ義トシ如是願求スレハ仏即タスケ給フ
7 是ヲ阿弥陀仏ノ義トスルモノハ全ク是四字名号ノ見ニシテ他ノ奴
8 隷トナルモノニ非スヤコノ疑惑位ノ願心ヲ以テ真宗一念帰命ノ信
9 心ニ充テハ深ク他力ノ宗意ヲ害セサランヤ

---

2 若シ信楽即欲生ナル者ヲ本トセスンハ何ニ
3 由テカ欲生即信楽ナルモノアラン何ヲ以テカ非信楽ノ
4 欲生ヲ揀棄ンヤ是以報土真因信楽為正トハ一家相承ノ
5 実義百王不易ノ常教ナリ

二・二・一・二・二・三・三．『帰命弁』の本意を推し量る。

9　弁主ノ高徳ナル何ソ
10　其得失ヲ知サラン知而故言之者蓋有所為也古人言曰他山ノ
11　石可以攻玉不其然乎嗟報土真因信楽為正者一家相承
（上8裏）
1　ノ実義百王不易ノ常教也弁主ノ正意モ又在此故ニ彼弁至
2　下則云今真宗ニススムル処ハ第十八願ノ一心帰命ニシテ願力仏
3　智ノ不思議ヲタノム他力ノ信楽ナリト所謂美玉換若者唯其此
4　乎但以通編磊砢人難見其珍愚執之徒十襲燕石而
5　擲荊璧論之不改過而弥文

二・二・一・二・二・四．試みに四つの難詰を設ける。

二・二・一・二・二・四・一．四つの難詰を列挙する。

二・二・一・二・二・四・一・一．信楽中に欲生の義は含まないのか。

5　今試設四詰以針砭其病一詰

二・二・一・二・二・四・一・一．信楽中の欲願の義は隠微なのか。

6　信楽一心舎欲生選取スルハ信楽中ニハ欲願ノ義ナキカ故トヤセン

5　然ニ弁主特ニ欲生ヲ標セラル
6　ルハ但是暫ク他ノ不及ヲ矯ルノ過説故ニ下巻問答中十
7　九二十両願ニ対シテ十八願ノ帰命ハ唯一信楽ナリト決
8　セラル其正意可見得意者ハ中正ヲ取テ迷ハス諸邪執輩
9　ハ徒ニ名言ニ封執シテ真実義ニ昧シ呶呶トシテ機受唯
10　欲生一心ナリト云終ニ他力信楽ヲ廃棄シテ本願妙荘厳
11　路ヲ閉塞スルニ至ル天下滔々タリ深ク慨歎スヘシ汝邪
（上5裏）
1　執輩若果シテ欲生正因是真宗義非大過説トイハハ我今
2　道理ト至教トニ依テ慇懃ニ弁破シ以テ邪毒ノ口ヲ遏絶
3　セン云何弁破スル

3　先設四詰[14]一詰ス汝宗祖相伝ニ乖テ欲
4　生ヲ選取シテ報土ノ正因「一念帰命信心」トスルモノハ信楽中ニ
5　ハ欲願ノ義ナキカ故ニ別ニ欲生ヲ取トセンヤ[15]

6
7 信楽中欲願義ヲ具ストイヘトモ隠徴ナルカ故ニ欲生(16)ヲ取トヤセン

二・二・一・二・二・四・一・三．信楽と欲願は相即するのか。

7 三詰信楽
8 欲生相即ノ故ニ随テ一ヲ取トヤセン

二・二・一・二・二・四・一・四．信楽と欲生は義が別であるのか。

8 四詰信楽欲生義別ノ故ニ別シテ
欲生
9 ヲ取トヤセン

二・二・一・二・二・四・二．四つの難詰について詳説する。
二・二・一・二・二・四・二・一．第一の難詰
二・二・一・二・二・四・二・一・一．証文を出して反詰する。
二・二・一・二・二・四・二・一・一・一．諸論説から

9 一若シ信楽中欲願ノ義ナキカ故ニトイハハ此義不然且
如心
10 所法中信猶深忍楽欲為性如諸論説［信梵音具忍可楽欲ノ二義倶舎

5
6 信楽中欲願ノ義ヲ具ストイヘトモ欲願微弱ナルカ故ニ別
7 ニ欲生ヲ取トセンヤ

三ニ詰ス信楽欲生相即ノ故ニ欲生

8 ヲ取トセンヤ

8 四ニ詰ス信楽欲生義別ノ故ニ欲生ヲ取ト
9 センヤ

9 一若信楽中欲願ノ義ナキカ故ニトイハハ此義不
10 然且心所法中信ノ如キモ猶深忍楽欲ヲ以テ性トス如
11 諸論説［信ハ是漢語若シ梵音依ハ名已ニ忍可楽欲ノ二義ヲ具ス倶

光記」

11 況超世無上大悲ヲ耳心スル他力広大威徳ノ信楽ヲヤ

二・二・一・二・二・四・二・一・一・二．親鸞の著述から

11 故ニ信文類云

（上9表）

1 信楽即是真実誠満之心［乃至］欲願愛悦之心等真実等故摂上至心

2 欲願等故摂下欲生三心ヲ統摂シテ信楽一念トシ是為論主一心是普

3 共諸衆生ノ安心真実報土ノ真因ナリ願作仏心度衆生心［乃至］一切

願行唯

4 此一信ニ在テ満足ス故ニコレヲ広大無礙ノ浄信トイフ又他力至極金

5 剛心一乗無上真実信海也ト云リ此一信ヲ除テ外更ニ趣入ノ門

6 アルコトナシ故ニ涅槃真因唯以信心ト云又必以信心為能入トノタマ

ヘリ

7 相承一途ニシテ更ニ異論ナシ然ニ今此宗脈ヲ断シテ妄ニ別義ヲ

8 立シ欲生一心ニ非レハ行者趣入ノ門不得ト云無上信心ヲ以テ不足ト

9 シ通途ノ欲願ヲ以テ至極トスル者此豈他力不思議ヲタノマスシテ自

10 勤ルニ非ヤ

舎論光記ノ如シ」況ヤ願力回

（上6表）

1 向広大無碍ノ信楽ヲヤ

1 故ニ信文類ニ云信楽即是真実誠

2 満之心［乃至］欲願愛悦之心等ト信楽即是真実等ノ故ニ上

3 ノ至心ヲ摂シ信楽即是欲願等ノ故ニ下ノ欲生ヲ摂ス故

4 ニ三心ヲ統摂シテ信楽一念トシテ是ヲ機受ノ安心トシ

5 是ヲ報土ノ真因トス是相承ノ聖訓ナリ如是信楽何ノ不

6 足アリテカ

6 妄ニ別義ヲ立シテ欲生ニ非レハ行者趣入ノ

7 門不立ト云ヤ

二・二・一・二・二・四・二・一・二．反論を予想する。

10　他救テ云信ノ名ハ濫アルカ故ニ不用江東火アリト聞
11　テ不疑カ如キモ信ナリ十劫秘事等モ信ニシテ帰命願生心ナキモノ
　　アリ
（上9裏）
1　此濫ヲ簡ンカ為ニ欲生一心ト立ト

二・二・一・二・二・四・二・一・三．再反論して過失を挙げる。

1　　断曰此救多過先且反詰而
2　後ニ出過

二・二・一・二・二・四・二・一・三・一．再反論を加える。

2　　反詰名有濫故ニ不用信目トイハハ義無濫故ニ取
3　信義乎否若信義ヲ取ハ何ソ義ヲ以テ名ニ従テ信ノ名ヲ用サ
4　ルヤ信ハ無疑ノ義トス他人ノ意ハ不疑ハタタ信知ノ分斉ニテ未
5　機ノ趣入ヲ具セス以此為足者ハ十劫秘事ノ同類ナリ必願生
6　帰命シテ方成趣入ト謂フ然ハ信ノ外別義ヲ見ル者ナリ但
7　名ノ濫ヲ簡フノミニハ非ス今ノ救釈ハ転計シテ遁逃スルノ謀ナリ

7　　他救テ曰信ノ名ハ濫アルカ故譬ハ東都火
8　アリト説ヲ聞テ不疑カ如シ是信ナリトイヘトモ而モ無楽
9　欲十劫秘事等モ亦信ナリ而モ帰命願生心ナシ如是信ノ
10　名ハ濫アリ故ニ選テ欲生ヲ取ト

10　　断シテ曰此救多過

二・二・一・二・二・四・二・一・三・二・**七箇条の過失を挙げる。**
二・二・一・二・二・四・二・一・三・二・一・**抑貶仏祖の失**
8 過失雖多且挙数条唯要他開悟耳過失云何一ハ抑貶
9 仏祖失謂願成就文説信一念以為衆生往生真因七祖伝之
10 以為心印高祖依此以開真宗所謂知識伝持ノ仏語在此今信ノ
11 名有濫故ニ欲生ハ如スト云モノハ仏祖ノ照法鑑機ノ智ハ他ノ新義者
ニ
（上10表）
1 不及トスルカ豈ニ抑貶仏祖ノ大罪ニ非ヤ

二・二・一・二・二・四・二・一・三・二・二・**昧仏法相の失**
1 二昧仏法相失謂凡仏法ハ
2 出離ノ要道ナリ故ニ信ト云願ト云等ミナ上善ノ境ニ於テ此名ヲ立テ
以テ衆
3 生ヲ救フ未聞世間無記ノ事ニ於テ信ノ名ヲ許スコトヲ江東火災
4 ヲ聞テ不疑カ如キハ猶非善法中信況ヤ仏法中ノ信ナランヤ何況ヤ本
5 願一乗ノ大信ニ於テヲヤ何可同日論耶若如此事ヲ引来テ信
6 楽一念ヲ病シムヘクハ世俗ノ欲願欲生家ノ為ニ患ヲナスコトナカラ
7 ンヤ

10
11 其六(17)一抑貶仏祖失謂願成就文説信一念以衆生往生ノ真　略出
（上6裏）
1 因トス七祖伝之以テ心印トシ高祖依此以テ真宗ヲ開ク
2 所謂知識伝持ノ仏語在此然ニ汝等信ノ名濫アルカ故ニ
3 欲生ニハ如スト云然ハ仏祖ノ照法鑑機ノ智ハ汝輩ニ不
4 及カ豈抑貶仏祖ノ甚ニ非ヤ

4 二二不通教法失謂如来教法
5 都為出離故不立無義利語為出要之目也今汝東都ノ火災
6 ヲ聞テ不疑モ信ナリト云仏法中何処ニカ如此類ヲ説テ
7 信ノ名ヲ与ルモノアラン此猶非善法中信況ヤ仏法中ノ
8 信ナランヤ何況ヤ一乗無上ノ真実信海ナランヤ何ソ日
9 ヲ同シテ論スヘケン豈都テ仏教ノ大体ヲ不知ニ非ヤ

二・二・一・二・二・四・二・一・三・二・三、不按名義の失

三不按名義失謂古人言曰循名而督実而定名
ト内外小大権実聖浄ミナ信ノ名アリ
ソノ実随宗各別ナリ今本願
一乗唯信得証ノ大道ソノ信豈常途ナランヤ信疑対ノ判於是
興執者何ソ名ニ循テ実ヲ督テ本願ノ信楽其義云何ト推求セサル
又何ソ実ヲ按シテ名ヲ定テ本願ノ信楽ハ名モ又無濫ヲ知サル若名
義ヲ
（上10裏）
按定セスハ何ノ名言カ濫ナカラン帰命ノ言如キ世俗モ又用ユ小乗
大
乗又皆用之浄土門中真仮通シテ用欲生亦然十八願説之ノミ
ナラス方便二願亦説余諸経亦説和語ノタノムト云モ亦然古人ノ釈訓
ニ信憑特怙頼負等ノ字ヲタノムト訓ス書籍中ノ語ハミナ此義ニ依
今時俗間ノ語ハ臨事告情而嘱託ヲタノムト云今家典中仏智不
思議ヲタノム弥陀ヲタノム等ト云或ハ神明ヲタノムト云自余ノ浄土

三
ニ不按名義失謂古人ノ言ニ曰循名而督実按実而定名ト
信ノ一名内外半満権実聖浄通シテ此名アリ我仏法中ニ
（上7表）
ハ喩信以手決シテ趣求希望ナキノ信ナシ故ニ経ニ言信
為道元功徳母ト論ニ曰仏法大海信為能入ト但教々異宗
信亦随別ナリ今本願一乗唯信得証ノ大道ソノ信豈常途
ナランヤ信疑対ノ判於是興ル汝何ソ名ニ循テ実ヲ督テ
本願信楽其義云何ト推求セサル又何ソ実ヲ按シテ名ヲ
定テ本願ノ信楽名モ亦無濫ヲ知サル若名義ヲ按定セス
ハ何ノ名言カ濫ナカラン帰命ノ言ノ如キ世俗モ亦用小
乗大乗亦皆用之浄土門中真仮通シテ用欲生亦然リ真実
願中欲生我国ト説方便二願モ亦説如此聖道諸経ト雖トモ
願生欲生ヲ説サルニ非ス

宗モ
7 弥陀ヲタノムノ説アリ弁主ハ仏ヲタノムト云ハ十八十九二十ノ三願
ニ通スト云リ
8 凡百名言通用如是若不以義定名何以判法門若依義定
9 了レハ真仮ヲ簡判スルコト信楽ニ如ハナシ故ニ宗祖信ヲ以テ四法ノ
一
10 オキ涅槃真因唯以信心ノ旨ヲ示シ一ノ疑蓋無間雑ヲ以テ三心ヲ
11 該摂シテ論主ノ一心ニ会シ信楽一念ノ称ヲ立テ五乗斉入ノ安心ヲ論
（上11表）
1 定シタマフ五帖ノ宝章専此一節ヲ祖述シテ本願ヲ深信シテ少
2 モ疑心ナケレハ弥陀ハ必ス摂取シタマフコトヲ明ニシ口ヲ極テ他力
信心
3 ヲ宗要トスルコトヲ勧諭シタマフ於是信ノ名猶十九二十ニ通セ
4 ス況ヤソノ余ヲヤ欲生ハ不然不須弁而可知今執者恐濫
5 故ニ欲生ヲ取ト云却テ方便真実ヲ混濫スルニ至ル何ソ不思也又
6 宗ニ依テ欲生ノ義ヲ定ルトキハ信楽ト名異体同然トモソノ濫ヲ簡ニ
7 於テハ名終ニ不便浄土門内ニ於テ欲不欲対ヲ立ヘカラサルカ故ニ
8 況ヤ宗義ニ依テ欲生ヲ解スルトキハ忽失其所好故ニ執者不為之
9 今家信楽欲生義ミナ通途ニ絶異ス［至下具述］然ニ執者ハ其義云何
ト

10 若不以義定名何以判法門若依
11 義定ハ三願真仮ヲ簡判スル事信楽ニ如ハナシ欲生ハ不
（上7裏）
1 便不知真仮故迷失如来広大恩徳
1 是故ニ汝等恐濫故ニ欲
2 生ヲ取ト云者ハ其濫却テ甚シ

尋求セス唯言是逐任情取捨無慚愧之甚也

二・二・一・二・二・四・二・一・三・二・四．迷所信境の失

四(18)迷所信

境失謂信ト云信ト云所信境随テ浅深勝劣各別ナリ故ニ世俗ノ信（上11裏）

アリ仏法ノ信アリ小信大信偏信円信［乃至］本願一乗他力別途ノ信

海アリコレミナ其所信ニ随テ能信ヲ区別ス名ノ同ヲ以テ概論スヘ

カラス世俗ハ置テ不論仏法ノ信ハ浅深雖別ソノ所信難思ナルカ故ニ

介爾モ発信スレハ其益不唐捐豈ニ世間無記事ニ類センヤ但聖

道諸門通シテ是自力故ニ信モ己カ分ニ随且唯信不成必須行ヲ

剋本願一乗ハ不然所信ノ境弥陀大覚回向利益他ノ法体［聖道ノ不覚ノ法ヲ境トスルニ異ナリ］

ヨリシテ成スル等一大信［聖道ノ自力随分ノ信ニ異ナリ］ナレハ深不可測大莫以尚唯

信一念具足仏行真因頓成［聖道ノ必須行ニ異ナリ］是豈能信ノ功ナランヤ唯

信ノ力ノミ聖道円乗猶非同日談況ソノ余ヲヤ然ニ今執者本願ヲ信シテ不疑ヲ以テ世間無記ノ事ニ例同ス此レ豈非不知所信天懸者

11 耶試問江東ノ火災ト大悲願力親抜我苦ト於執者意云何
（上12表）
1 イツレカ有力何レカ無力何レカ可楽何レカ不可楽コレ若ハルカニ別
アラハ
2 ソノ聞テ不疑モ何ソ天淵ナラサラン思之

二・二・一・二・二・四・二・一・三・二・五、不弁邪正の失

2 五不弁邪正失謂十劫邪
3 義ノ如ハ是聞信不具足ノ人即不了仏智〔六字ノイハレヲココロエワケス〕疑惑不信〔二種深信
4 決定セス〕底ノ機ナリ〔信疑対〕豈本願信楽ノ名ヲ仮ヘキ者ナラン
ヤ〔彼十劫者自ラ信ノ名ヲ立トイ
5 ヘトモ正義ヨリ見下セハ彼ハ疑惑位ナリ故ニ御文ニ斥シテ信心ノカ
タヲハオシノケテ沙汰セスシテトノタマフ凡ソ信ト云モノハ必スソ
ノ所信ヲ覈テソノ是非ヲ判スヘシ彼ノ十
6 劫者ハ仏願ノ生起本末ヲ具聞セス故ニ十劫已前我カ往生已ニ決定ス
ト貢高シ聞信ノ一念ノ方テ往生必定スル道理ヲ知ラサル故ニ謙敬乗
願ノ心アルコトナシコノ錯認ノ
7 固執ヲ謂テ信トス何ソ随順名義ノ正信ナランヤ〕然ニ執者ハ彼等モ
亦信ナリトテ本願不思議ヲ信スルモ

---

2 四ニ不弁邪正失謂十劫邪
3 義ノ如ハ是聞信不具足ノ人即是不了仏智疑惑不信底ノ
4 機〔信疑対〕豈本願信楽ノ名ヲ仮スヘキ者ナランヤ

4 然ニ彼等
5 モ亦是信ナリト云モノハ此豈正ヲモテ邪ニ同スルニ非

ノニ例同シテ難ヲナス 此豈非混同邪正者耶 [有人謂ク十劫者ハ正覚
果分ヲ信ス猶非正義本願ヲ
信スル者ハ因分未成ヲ憑ムカ故ニ弥劣レリト今謂ク愚哉言也大無量
寿経本願ヲ為宗ト他力真宗ノ正意本願ノ外無他故ニ聞仏願生起本末
無有疑心ヲ願力回向ノ
大信清浄報土ノ真因トス此即南無阿弥陀仏ノ義ニシテ人法因果ノ隔
歴アルコトナシ願海ノ行者誰カ未成ノ因願ヲ裂取シテ所信ノ境トス
ルモノアラン信ノ邪正ハ因
果ノ別ニ関ルニ非ス因果ハ必相即シテ不二ナル故ニ然ニ今家特ニ本
願ヲ挙称シテ教ヲ垂タマフコトハ覈求其本成立他力義故ニ推本願意
極成廃立宗故熟
(上12裏)
1 思勿過」

二・二・一・二・二・四・二・一・三・二・六、不審通別の失

1 六不審通別失謂帰命願生等義皆有通別通ハ諸
2 教通詮諸機皆依別教教殊旨ヲ機類解別ナリ凡ソ浄
3 土門ノ機ハ皆ナ願生ノ者ノソノ心相通シテ是欲生心ナリ聖道ノ人
4 猶帰命仏況ヤ願生行者ヲヤ是ヲ以テ彼十劫者トイヘトモ帰命願
5 生心ナキニ非ス唯不得他力信楽故ニ帰命願生非如実謂之無可

6 ヤ汝等以為若依信楽定安心者類同十劫秘事豈非不弁邪
7 正分斉耶

7 五不審通別失謂帰命願生等ノ義皆有通別通ハ
8 諸教通シテ詮シ諸機皆具ス別ハ教教旨ヲ殊ニシ機類解
9 別ナリ凡浄土門ノ人皆願生者ソノ心相通シテ是欲生心
10 也聖道人猶仏ニ帰命ス況ヤ願生行者ヲヤ是以テ彼十劫
11 計者ト雖トモ帰命願生心ナキニ非ス唯他力信楽ヲエス故

6 也彼独得信楽不得帰命願生ニハ非ス俱ニ有ヤ俱ニ無ノ故ニ信
7 ノ義亦然リ当分ニ依レハ諸機通シテ具ス今家依別定通ヲ
8 立信疑対判故ニ本願ニ順セサル者ハ尽不信中ニ属ス然ニ執
9 者十劫秘事ノ如キハ信アリテ帰命願生心ナシト云豈非不審通
10 別之旨哉従我視之執者亦唯有通途帰願已未得他力信楽
11 安得不却就十劫秘事等列耶

二・二・一・二・二・四・二・一・三・二・七．忘他力宗の失

11 七忘他力宗失謂執者意

（上13表）

1 願力不思議ヲ信シテ少モ疑ハヌト云ハカリハ唯是信知ノ分斉ニテ
2 未タ帰命願生ノ位ニ至ラスタタ法ノカタハカリニテ未タ機ノ趣入ヲ
具
3 セス故ニコレヲ往生一定ト許スハ十劫秘事ニ類同ス故ニ必ス欲生帰
4 命ノ願心ヲ凝シテ而後ニ信モ如実ノ信トナルト云此見忽ニ相承ノ明
5 文ニ乖クコトハ勿論深他力ノ宗致ヲ害ス

（上8表）

1 ニ帰命願生モ亦如実ニ非ス独信楽ヲエテ帰命願生ヲエ
2 スト云ニハ非ス信ノ義モ亦然其当分ニ依ハ諸機通シテ
3 具ス今家別ニ依テ通ヲ定メ信疑対ノ判ヲ立故ニ本願ニ
4 順セサル者ハ尽不信中ニ属ス然ニ汝十劫秘事ノ如ハ信
5 アリテ帰命願生ナシト云モノハ此豈非不審通別之旨耶
6 従我視之汝輩唯有通途帰願未得他力真実信楽安得不却
7 就十劫秘事等之列耶

7 六(20)不了宗義失謂若信楽ノ義ヲ了セ
8 ハ亦知欲生若欲生ノ義ヲ了セハ亦知信楽汝等都テ一宗
9 信楽欲生ノ義ヲ知ス唯名言是執ス如是膚浅安ソ帰命ノ
10 大道ヲ語ニ足ンヤ無義ノ戯論ヲナシテ人ヲ惑ス事勿レ
11 他又救曰吾輩非不知信楽義但人ニ教ニ至テ信楽ヲ以テ

（上8裏）

1 スレハ多願生帰命ノ首途ヲ失フ故ニ欲生ヲ以テ信楽ヲ
2 教ト断曰此救ヲナスト雖トモ向ノ責ヲ免ル事能ハス何者
3 若タタ教ニ名目ヲ以テセハ何レノ名目ヲ用ユトモ何ソ他

※以下、第一の難詰の最後まで、完稿本のみにみられる記述が続く。

科段と該当丁数のみを示せば次の通りである。

（上13表）

二・二・一・二・二・四・二・一・三・三．他力の宗要を示す。

二・二・一・二・二・四・二・一・三・三・一．法体からの回向

（上13表5～9行）

二・二・一・二・二・四・二・一・三・三・二．光明と名号による摂化

（上13表9～10行）

二・二・一・二・二・四・二・一・三・三・三．宿善の開発

（上13表11行～上17裏5行）

---

4 力ノ実義ヲ領スル事ヲエンヤ況ヤ他力ヲ諭ス事信楽ヨ
5 リ便ナルハナシ故ニ蓮宗主常ニ信心ノ目ヲ唱テ化人其
6 臨末ノ時ニ至テ猶唯信ノ一時ヲ遺嘱シタマフ末徒誰可
7 不遵奉哉又復汝等カ所要ノ帰命願生トハ何色ノ物ソヤ
8 信楽ヲ教ルニ願生帰命ヲエストナラハ定テ是信外ノ一
9 物ナラン窮子本所有ノ穢器ニ非ル事ヲエンヤ今汝等カ
10 意許ヲ原ニ信楽ノ外別ニ欲生ノ義ヲ見ルタタ名ニ約ス
11 ルモノニ非ス合三為一ノ大信ヲ了得セサルカ故ノミ

註

（1）完稿本では、以下に「是レ失ノ易見者也」と続くが、再稿本には行間に同文が書き込まれている。

（2）完稿本では、客のことばにある浄名（維摩居士）のエピソードは削除され、「咄哉大法将墜地何身命ヲ愛テ護持ノ事ヲ憚ルヘキヤ」という文に変更されているが、再稿本には行間に同文が書き込まれている。

（3）「往生論」と傍記。

（4）完稿本では、『帰命弁』が流布している状況だけでなく、「宗」を立てようとしていることを問題としている。

（5）以下の矯正について論じる箇所（2丁表10行目まで）は、草稿本とほぼ同じであるが、完稿本では文脈が整理され、有見・空見への執着から離れるべきことを説く箇所が削除されている。

（6）「帰命」と傍記。

（7）初稿本、再稿本では、注（5）にみられる矯正の譬喩で用いた「中正」の語が、真宗相承の安心の正義を表す語として頻繁に用いられるが、完稿本では上2表に示される譬喩の箇所に二度用いられるのみで、他は削除もしくは改変されている。

（8）「等」と傍記。

（9）以下の客による問いは草稿本と再稿本はほぼ同じであるが、完稿本には改変が認められる。草稿本、再稿本では、『帰命弁』が邪執の直接の根拠であると大瀛自身（草稿本では著者として偽名の道珀を記し、再稿本では実名を記す）が主張している設定になっているが、完稿本では、無帰命安心の「邪説」を批判するために著された『帰命弁』の意図を十分に理解していない人たちによって、結果的に「邪執」が生じたのではないか、と客自身が問いかける設定になっている。

（10）以下、4丁表1行目にかけての「他力信心ト云」までは、完稿本では大幅に加筆されている。

（11）以下、4丁裏3行目の「堕通途度我心故」までは、完稿本と部分的に重複するが、大幅に改変・加筆されている。

（12）第6～8行上部に「四字名号六字名号何乎正何乎非未見其典故」の頭注あり。

（13）この箇所については、対応関係を見出しがたい。

（14）草稿本では以下の通り。「今問ふ、汝相承の義に乖いて、特に欲生を取つて正因とするものは、信楽中欲願の義なきが故に、別に欲生を取るとせんや、又信楽中欲願の義なれども、欲願の義弱きが故に、別に欲生を取るとせんや、又信楽、欲生無別の故に、欲生を取るとせんや、又信楽欲生体別の故、欲生を取るとせんや」

（15）四つの難詰の結びは、完稿本ではいずれも「トヤセン」

（16）「別ニ」と傍記。

（17）「此救多過略出其六」は、完稿本では大幅に加筆され、七つの過失を挙げている。

（18）第四の失については、再稿本にはみられない。

（19）第9～裏第6行上部に「本願ノ言ヲ以テ因分ニ属スルコト語ニ泥テ意ヲエサルナリ因ニ属スヘキ語アリ果ニ属スヘキ語勢アリ本願ヲ信スト云カ如キ弥陀成仏ノトキ其所願悉ク成就スソノ已ニ成就セル所願ヲ信スルハ即チ果分ヲ信スルナリ誰カ未成ノ本願ヲ信セン乎」の頭注あり。

（20）再稿本では、以下の上巻8丁裏11行目までが第六の失の内容である。この結びは、第一の難詰、すなわち、信楽中に欲願の義が含まれているにもかかわらず、欲生を別に立てる義を批判する段の結論部分でもあり、以後は第二の難詰が展開される。すでに草稿本において四つの難詰が提示されているが、再稿本ではその第一の難詰について更に六つの過失を列挙して批判を展開している。完稿本では、七つの過失が挙げられるが、前掲注にもあるとおり、第四の過失は新たに付加されたものであり、第七の過失と再稿本の第六の過失は、「他力ノ宗致」（完稿本、上13丁表5行）、「他力ノ実義」（再稿本、上8丁裏3～4行）を論じる文脈は対応しているものの、その叙述内容は大きく異なっている。また、第一の難詰の最後に挙げられる他力の宗要について、完稿本では更に紙数が費やされている。この箇所について、鳥鼠氏は七つの過失と別の科段として捉えているが、その内容は第七の過失を受けて展開されるものである。それらについては、本文に科段のみを挙げた。